

平成11年度包括外部監査の結果に基づき
知事等が講じた措置の通知内容

平成13年5月

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成11年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事及び東京都教育委員会から通知があったので、通知内容を次のとおり報告する。

平成13年5月25日

東京都監査委員	矢部	一
同	森田	安孝
同	横山	樹
同	藤原	房子

目 次

	頁
第 1 報告の範囲及び概要 -----	1
第 2 報告の内容 -----	2
1 東京都の経営する病院の経営管理について -----	2
衛生局 -----	2
高齢者施策推進室 -----	1 2
2 土地（未利用地）の管理運用について -----	2 0
財務局 -----	2 0
3 公の施設等の管理について -----	2 0
[指 摘]	
江戸東京博物館（本館）【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】 -----	2 1
江戸東京博物館（たてもの園）【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】 -----	2 2
東京都現代美術館【教育庁、財団法人東京都生涯学習文化財団】 -----	2 3
東京武道館【教育庁、財団法人東京都生涯学習文化財団】 -----	2 4
東京国際フォーラム【生活文化局、財団法人東京国際交流財団】 -----	2 6
東京国際展示場【労働経済局、株式会社東京国際貿易センター】 -----	2 7
[意 見]	
各施設に共通する事項 -----	2 9
江戸東京博物館（本館、たてもの園共通）【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】 -	3 2
江戸東京博物館（本館）【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】 -----	3 3
江戸東京博物館（たてもの園）【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】 -----	3 5
東京都現代美術館【教育庁、財団法人東京都生涯学習文化財団】 -----	3 6
東京武道館【教育庁、財団法人東京都生涯学習文化財団】 -----	3 7
東京国際フォーラム【生活文化局、財団法人東京国際交流財団】 -----	3 8
東京国際展示場【労働経済局、株式会社東京国際貿易センター】 -----	3 9
4 出資団体の経営管理について -----	4 1
財団法人東京都新都市建設公社【都市計画局】 -----	4 1
東京都住宅供給公社【住宅局】 -----	4 4
株式会社多摩ニュータウン開発センター【多摩都市整備本部】 -----	4 9
株式会社東京レポートセンター【港湾局】 -----	5 0
東京臨海熱供給株式会社【港湾局】 -----	5 3
東京熱供給株式会社【環境局】 -----	5 4

第1 報告の範囲及び概要

平成11年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成13年3月30日付けで東京都知事及び東京都教育委員会から通知を受けた内訳は、次の表のとおりである。

(表) 報告の範囲及び件数

(単位: 件)

監 査 テ ー マ	指摘・意見件数	通 知 件 数
東京都の経営する病院の経営管理について	69	(8) 69
土地(未利用地)の管理運用について	3	(1) 1
公の施設等の管理について	55	(16) 52
出資団体の経営管理について	44	(9) 42
合 計	171	(34) 164

(注)()内は、指摘等の内容のうち、その一部を講じたとして通知を受けたものであり、内数である。

今回の措置の対象となった指摘及び意見の総件数は171件、そのうち講じた措置について通知を受けた件数は164件となっている。

なお、指摘等の内容のうち、その一部を講じたとして通知を受けたものについては、本文中に「 」印を付した。

第2 報告の内容

1 東京都の経営する病院の経営管理について

衛 生 局

(1) 医薬品管理について

ア 指摘等の内容

(ア) 払出数量と保険請求数量との照合を実施すべきもの

払出しと請求データのチェックを定期的に行うべきである。

(イ) 入在庫管理について

府中病院では各病棟、外来等への払出総量の把握ができていないが、努力すべきである。

(ウ) 実地棚卸について

実地棚卸後から年度末日までの入在庫状況が決算上、反映されていない。期末日現在の残高の適切な把握に努めるべきである。

(エ) 診療材料管理について

診療材料管理にバーコード管理等の方式の導入を検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

(ア) 指摘の4病院については、平成12年1月から、他の都立病院では平成12年4月から、照合を効果的かつ継続的に行うため病院ごとに品目を定め、払出数量と診療報酬請求数量の照合を毎月実施している。

(イ) 平成12年4月から病棟等からの注射せんや請求払出伝票に基づき、システムに払出しデータを入力し、部門別に払出総量を把握している。

(ウ) 平成12年度から年度末時点での実地棚卸を実施している。

(エ) バーコード管理方式を導入している病院での効果及び未実施病院の施設の状況や人員配置等、費用対効果に考慮しながら導入する方向で検討している。

なお、病院事業部では物品管理等を含む総合的な病院医療情報管理システム導入に向け「都立病院システム再検討委員会」を設置した。

(2) 未収金の管理について

ア 指摘等の内容

(ア) 債権回収努力が不十分であり、帳簿記録の不備の問題点が見受けられた。適正な処理を行われたい。

(イ) 金額の重要性、回収可能性を勘案し管理の軽重を付けて回収手続を行う方がより効率的

である。

イ 講じた措置の概要

(ア) 催告・督促の実施及び債権管理票の整備等については、平成12年度に「東京都立病産院診療未収金管理要領」に定められている事務手続に基づき、全病院において改善した。

また、指摘事項の再発防止及び管理体制の強化の観点から、全病院で以下の事項に取り組んだ。

- a 個人未収金については、回収の促進及び未収金管理の体制強化を図るため、平成12年5月に、医事専門副参事等で構成する「未収金回収特別班」を各病院に設置し、その適正処理に努めている。
- b 未収金発生予防のための強化策として、診療申込時に健康保険証等により、患者情報を確実に把握することを励行するとともに医事部門と各科との連絡体制を確立した。
- c 平成12年9月から10月まで及び平成13年2月から3月までの期間に、病院事業部職員が各病院に対し、未収金の実態調査及び訪問指導を行った。
- d 未収金管理事務処理の適正化については、医事専門副参事等による検討を行い、未収金月報等の導入を図った。

(イ) 平成12年6月に、各病院で、個人未収金の件数、金額及び患者別滞納状況の分析を行い、各病院の実態を踏まえ、回収の可能性等に着目した債権の分類を行った。その債権分類結果に基づき、年2回(平成12年7月、平成13年1月)の未収金回収強化月間を設定し、個人未収金の集中的な回収を実施した。

(3) 契約事務について

ア 指摘等の内容

(ア) 契約内容、単価等の適切な積算を要するもの

業務委託契約の積算根拠が把握されておらず、チェックも行われていない。

(イ) 契約方式について特命とする根拠が乏しいもの

特命随意契約の中に特命の根拠が乏しいものがある。

(ウ) 契約内容について改善を要するもの

a 府中病院では、医事業務委託仕様書に導入していないシステムを使用した業務が掲載されている。

b 墨東病院では、嘱託員退職に伴う委託化の際、勤務日・単価とも過大になっている。

(エ) 工事請負契約について一括して発注すべきもの

広尾病院では、同時期に、同種の工事を分割して発注している。同一の業者に発注する方が合理的である。

(オ) 物品賃借契約について管理簿を作成すべきもの

広尾病院では、賃借物品の更新継続期間についての管理簿がない。

イ 講じた措置の概要

(ア)平成12年12月に、財務局の積算基準がないものについては、衛生局の積算基準の見直しを行い、基本的な積算方法等を各病院に通知した。

(イ)特命随意契約については、財務局が事務局となって、衛生局及び高齢者施策推進室で構成する「医事業務等への競争入札導入に関する検討会」を設置し、平成12年6月から検討を行っている。

(ウ)仕様書中のシステム名称の誤りについては平成11年9月に修正した。なお、契約内容については同一機器を使用しているため変更はない。

また、平成12年度から業務内容の精査を行い委託料の単価の引下げを行った。

(エ)中小企業の受注機会の増大を図るための分離分割発注については、公立病院として制度の主旨を踏まえつつ、病院の経営効率の悪化を招かないよう適正な価格での発注に努めている。

(オ)「借用物品管理簿」を作成し、管理の適正化を図った。

(4) 診療録の記載及び診療報酬請求について適切に処理すべきもの

ア 指摘等の内容

診療録の様式や記載方法、傷病名管理の問題、必要事項記載漏れ等が散見された。

イ 講じた措置の概要

都立病院における診療録等の記載方法の適正化を図るため、院長会、副院長会、部長医長会、各コメディカル系科長会、看護部科長会等の代表者で構成する「都立病院診療録等記載検討委員会」を平成12年4月に設置し、検討を行った。その結果は平成13年2月に、「都立病院における診療録等記載マニュアル」として取りまとめ、全病院に配布し、記載方法等について周知を行った。

(5) 運営方針等について

ア 指摘等の内容

(ア) 駒込病院について

a 医療法改正に対応するための体制作りについて

高度先進医療だけでなく、地域医療支援病院という方向性も重要であり、今後も両側面からの対応が必要である。

b 医療連携の推進について

医療連携推進のため、体系的な向上策が必要である。

- c 施設の利用効率について
設備機器や手術室の効率的利用を図っていく必要がある。
- d 病歴管理について
病歴登録内容の充実を図り、都立病院間での統一的システム構築、連携等を検討されたい。

(イ) 広尾病院について

- a 運営理念について
入院診療計画書、同意書等の記載が画一的で具体性に欠けるものがある。
- b 各種委員会について
委員会議事録が作成、整備されていないものがある。
- c 紹介率の向上について
紹介率の向上のため、連携医療機関とのセミナー開催や情報提供が必要である。
- d クリティカルパスについて
症例数の多いものを選んでクリティカルパスを導入すべきである。
- e 災害医療について
災害時用備蓄資器材の期限切れ、拡声器の電池切れがある。

(ウ) 府中病院について

- a 基本理念の具体化について（説明書の記載）
インフォームドコンセントのための説明書の記載が画一的で不十分である。
- b 基本理念の具体化について（建物構造）
建物構造が分かりづらい。
- c 基本理念の具体化について（医療連携）
医療連携研修会を日本医師会の単位取得として取り扱うなど、内容の再検討を要する。
- d クレーム処理について
苦情対応が個別処理にとどまり周知がほとんど行われていない。

(エ) 墨東病院について

- a 入院期間の適正化について
入院期間適正化委員会議事録がない。また、転院先確保の組織的対応が必要である。
- b 院内諸会議について
院内会議の議事録が作成、整備されていないものがある。
- c 災害用資材について
災害時用備蓄資器材の期限切れがある。また、空の救急箱が残されている。
- d クレーム処理について
クレーム処理のその後の対応評価・管理を院内で共有化していない。

(オ) 全病院共通事項

- a 都立病院間の連携について
衛生局及び高齢者施策推進室の全病院での総合的連携が必要である。
- b クリティカルパスの積極的導入について
衛生局及び高齢者施策推進室を挙げてクリティカルパスの導入を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

(ア) 駒込病院について

- a 駒込病院は全都を対象に、がん・感染症の高度医療を提供する病院として機能しており、地域医療支援病院とすることについては、平成13年夏に予定されている「都立病院改革会議」の報告を踏まえて検討する。
- b 「医療連携の推進」については、平成12年度の院の最重点課題として位置付け、医師会・地元医療機関との連携強化に向け、連携病院の選定や医療連携室の設置、PRの強化など19項目にわたる取組を行った。
- c 医療機器の利用実績については、主要な放射線機器及び超音波等の検査機器について、各科の業務月報により利用実績を把握している。使用頻度の低い機器については、中央器材室において貸出方式により共同利用しており、今後とも効率的な使用に努めていく。
手術室の利用については、平成12年度に、手術器材のセットアップの一部委託化と清掃委託の変則勤務導入により、手術室の利用時間の増加を図った。
診療科別に固定化している手術スケジュールについては、手術室委員会を中心に、科を越えたスケジュール調整を行うためのスケジュール管理手法の検討を行い、年々増加する手術件数及び新たな救急病院としての需要にこたえている。
また、特殊な手術設備が必要で他科利用が難しい手術室については必要な整備を行い、局所麻酔など簡易な手術で利用拡大を図っている。
- d 病歴係長会等で病歴登録の在り方や都立病院間でのデータの共有及び活用方法について検討した。その検討結果を「都立病院診療録等記載検討委員会」に報告し、平成13年2月発行の「都立病院における診療録等記載マニュアル」に反映した。
また、システムについては、患者情報等を含む総合的な病院医療情報管理システムの導入に向け「都立病院システム再検討委員会」を設置した。

(イ) 広尾病院について

- a 患者個々の状況に応じて具体的に記載するように医事課長会等を通じて全都立病院に周知した。また、標準様式で不十分なものや具体的な記載方法については、「都立病院診療録等記載検討委員会」で検討の上、平成13年2月に「都立病院における診療録等記載マニュアル」を作成し、その中で統一的な考え方を示し、全病院に配布し周知した。
なお、同マニュアル配布後は、各病院に設置されている「保険診療委員会」等を活用し、病院ごとに定期的に点検を行っている。

- b 平成12年4月に作成済みであり、平成12年度自己検査において、議事録作成と整備の点検を行った。
- c 平成11年度から、医療連携誌「連携だより」の発行回数増(年1回から年4回に)、「広尾病院ご案内」(患者紹介・検査マニュアル)の新たな発行、外来診療担当医一覧を地区医師会に毎月配布することなど、紹介率向上に向けた情報提供の充実を図った。
また、地域医療機関を対象としたセミナー(症例検討会)を年3回実施した。
平成12年度には、症例検討会の回数増(年3回から年4回に)、医師の紹介冊子の新規発行を行った。
- d 平成12年3月現在、広尾病院のクリティカルパスは35疾病(10年度28疾病)になった。平成12年12月、院内に「クリティカルパス委員会」を設置し、既存のクリティカルパスの再検討、適応率の継続的チェック、クリティカルパス作成対象疾病の選定を行うなど、適用症例の多いものを中心に作成している。
- e 電池は交換した。なお、災害時用備蓄資器材については、更新のためのデータベースを完成させており、期限切れを生じないよう事務処理を行った。

(ウ)府中病院について

- a 患者個々の状況に応じて具体的に記載するように医事課長会等を通じて全都立病院に周知した。
また、標準様式で不十分なものや具体的な記載方法については、「都立病院診療録等記載検討委員会」で検討の上、平成13年2月に「都立病院における診療録等記載マニュアル」を作成し、その中で統一的な考え方を示し、全病院に配布し周知した。
- b 建物構造の抜本的な改善には、改築が必要であり、直ちに対応はできないが、院内案内表示の改善を行った。この結果、平成11年11月に審査を受けた(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価では、院内案内表示の整備について「良好である」との評価を受け、平成12年1月24日付で院全体が一定の水準に達していると認定された。
- c 府中病院では、平成11年11月の症例検討会を、日本医師会の生涯教育の単位取得ができる講習会として実施した。今後も、引き続き単位取得のできる講習会として、実施回数を増やししながら、医療連携の充実に努めていく。
なお、他の都立病院についても、順次、医師会との調整を開始している。今後、都立病院として、一括して単位取得の認定が可能となるような方法を検討し、医療連携の充実に努めていく。
- d 府中病院では、平成11年7月から院内19か所に御意見箱を設置した。寄せられた意見については、運営会議で対応方法を検討し、職員共通の問題については、職員連絡掲示板で周知を行い、患者さんからの苦情等については、対応状況を患者さん向けの専用掲示板に掲示している。

(エ)墨東病院について

a 入院期間適正化委員会議事録は、平成12年1月から作成した。

また、転院先の確保については、医師、ケースワーカーを中心に院全体で、幹部職員等による医療機関訪問、病院の医療連携の方針の策定、協力病院との懇談会の設置、連携医療機関の医師等に対する研修会及び共同研究会の開催、関係機関への広報紙の発行等の取組を行った。より多くの医療機関等との連携を推進し、患者さん一人ひとりの症状等に合った転院先の確保に努めている。

b 一部は平成11年度中に作成しその他の議事録については、平成12年4月から作成している。

また、各病院には、平成12年4月に開催した都立病院庶務担当課長会において、再度議事録記載の徹底を通知し、平成12年度実施の自己検査で取組を確認した。

c 災害時用備蓄資器材については、更新のためのデータベースが完成しており、今後期限切れを生じないよう事務処理を行った。墨東病院の空の救急箱については、内科系の薬品等をセットするとともに「病院専用」の表示を行い、災害時用備蓄資器材と区別し、院独自の非常時用として活用する。

d クレーム処理の対応や管理の共有化については、府中病院での取組事例などを参考に職員掲示板及び外来掲示板の活用を図った。各病院で現在行っている退院患者に対する調査等により改善状況等の確認を行っている。

(オ) 全病院共通事項

a 高齢者施策推進室所管の病院を含む都立の病院全体の総合的連携については、これまでも昇任時等をとらえて医療従事者の人事交流に積極的に取り組み、病院運営のノウハウの共有化及び診療面での相互協力を行っている。今後も、都民サービスの向上を図る観点から、関係部局と十分に調整しつつ都立の病院全体での連携強化を推進していく。

b 各病院でのクリティカルパス作成の参考とするため平成12年6月に、各病院及び老人医療センターの既存のクリティカルパスを病院事業部が集約し、各病院に配布した。同年10月に老人医療センターの医師、看護婦の委員を含めた「クリティカルパス推進検討委員会」を設置し、都立病院としての基本方針や推進のための方策等を検討しており、平成13年度には、各病院に周知を徹底し、積極的な取組を推進していく。

(6) 一般会計補助金について ()

ア 指摘等の内容

繰出基準の精緻化、合理的・正確なデータ収集体制の構築が必要である。

イ 講じた措置の概要

(ア) 病院事業の一般会計繰入金に対する説明責任を一層明確なものとするため、病院事業部においてプロジェクト・チームを編成し、以下の視点で見直し作業に着手した。

補助対象事項の定義と範囲の確定に問題はないか。

対象収入と対象経費を算定するための数値データの取り方を工夫できないか。

補助対象事項は見直す必要がないか。

(イ)平成12年度予算要求時に救急医療経費などの見直しを行っており、今後も繰出基準の見直しを行っていく。

(ウ)今後の都立病院の担うべき医療機能と役割等について検討するために、知事の諮問機関として平成12年9月に設置した「都立病院改革会議」において、基本的な財政ルールについて検討を行っており、平成13年夏に最終報告が出される予定である。この報告を踏まえ、一般会計補助金のより一層の適正化を図る。

(7) 一般医療の収支状況について

ア 指摘等の内容

一般医療部分の収支は原則として均衡又は黒字となることが求められている。改善策について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成11年7月に策定した「財政再建推進プラン」では、平成15年度までに平成11年度予算の一般会計補助金額の20%を削減することとしており、病院事業ではこれまでの経営改善の取組を更に進めるとともに、より高い目標を掲げ、更なる経営改善に取り組んでいる。

病院事業における経営改善として、以下のことに取り組む。

費用の削減

事務部門の人員削減等の人件費の抑制、管理事務経費の見直しによるコストの削減等

収益の確保

在院日数の短縮による病床の効率的な運用、紹介率の向上、請求もれ防止対策、診療単価の向上等

こうした経営改善の取組により安定した経営基盤の確立に努め、都民の期待にこたえ、より一層の患者サービスの向上を図っていく。平成13年度予算では財政再建推進プランに基づき平成11年度予算の一般会計補助金額の15%の削減を実施した。

(8) 人件費について

ア 指摘等の内容

病院の規模、収入に比較して人件費が過大である。

(ア)常勤医師の人員数を削減する方策を検討されたい。()

(イ)看護要員一人当たり月額給与単価を適正化する方策を検討されたい。()

(ウ) 事務職員一人当たり月額給与単価を適正化する方策を検討されたい。()

(エ) 医事事務の効率化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

人件費については、平成13年夏に予定されている「都立病院改革会議」の報告を踏まえ都立病院の新たな役割にふさわしい効率的な職員配置を行い、改善を図る。

(ア) 都立病院の役割とされている特掲医療を実施していくために必要な医師数の確保は必要不可欠であり、常勤医師数の削減は、医療サービスの低下を招きかねないので、慎重に検討する必要がある。

(イ) 看護職員の給与月額、職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)により定められていることから、病院事業のみで適正化を図ることは困難である。人員分析についても、医師と同様に特掲医療を踏まえた必要な看護婦数を確保していく必要があるため、看護サービスの質の維持を踏まえた慎重な検討が必要である。

なお、平均給与を低減させるためには、職員の年齢構成の若返り化が必要であるが、看護婦等の医療系職種については、都政の中でも職場が限られており、病院会計の年齢構成を変えるとすると、児童福祉施設や老人医療センター等の一般会計の医療系職場への異動が必要となる。したがって、都政全体の人事異動の中で、指摘のあった意見の主旨が反映されるよう、人事当局に働きかけていく。

(ウ) 事務職員の給与月額は、職員の給与に関する条例により定められていることから、病院事業のみで適正化を図ることは困難である。事務職員の平均給与の低減については、事務職員は他の行政分野での対応も可能なことから、病院会計としては、病院業務に精通した職員の養成とともに、高齢職員の一般会計への異動等について検討していく。したがって、都政全体の人事異動の中で、指摘のあった意見の主旨が反映されるよう、人事当局に働きかけていく。

(エ) 医事業務コストは、職員給与費(医事課職員人件費)と医事業務委託料で構成される。職員給与費については、前述のとおり病院事業のみで適正化を図ることは困難である。医事業務委託については、業務委託契約の積算根拠の適正化や指名競争入札の実施などによりコストの削減を図った。

(9) 材料費について

ア 指摘等の内容

医薬品の購入及び使用の効率化について

(ア) 使用効率の良い病院の数値を目標に、より一層の薬品費の節減に努められたい。

(イ) 購入価格情報の交換等により、都立病院全体の薬品費の低減に注力すべきである。

イ 講じた措置の概要

(ア)平成12年度より四半期ごとに個々の病院の契約状況を病院事業部が取りまとめ各病院に通知するなど病院間の契約情報を収集・交換する体制を整備した。

また、各病院においては、使用効率向上に寄与する請求もれ防止や査定率の縮減対策の取組を強化している。

(イ)(ア)と同様に対応した。

(10) コンピュータシステムについて

ア 指摘等の内容

(ア)環境的セキュリティ(災害などに対する安全対策)について

漏水による被害が生じる危険性が非常に高い。

(イ)物理的セキュリティ(権限のない人間の侵入等に対する安全対策)について

外部の人間がチェックなしで侵入することのないよう改善されたい。

(ウ)論理的セキュリティ(不正アクセスやハッカーなどに対する安全対策)について

ユーザーID配布状況の確認、不正アクセス有無の点検体制を整えるべきである。

(エ)コスト管理について

利用者に対する課金システムを設け、各病院にコストを配賦するよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

(ア)抜本的な解決のためには大規模な改修又は移転が必要であり、財政的に直ちに対応できないため、業務に支障が生じないように漏水箇所の補修やデータ等のバックアップテープの保管により対応している。

なお、バックアップテープは、日常業務での即応性と確実なデータ保管の必要性から、正副二つを作成して、正は業者に委託している。コンピュータールーム内にあるテープは副のテープである。

また、中期的には、他都立病院内へのセンターの移設等について検討していく。

(イ)財団法人臨床医学総合研究所建物内の、センターへの案内表示を抹消し、センター利用者等の関係者には、名札の着用を徹底した。

また、職員が、名札を付けていない者を見かけた場合には声を掛けるようにし、カードゲートの開放禁止を徹底した。

(ウ)各病院が発行しているIDカードの発行リストを病院事業部に集め状況を確認した。また、発行に当たっては真に必要な者に限ること等を徹底し、IDカードを渡す際に使用説明及びセキュリティに関する注意等を行っている。さらに、システムの更新時や一般研修の際、セキュリティ管理に関する意識の啓発に努め、周知徹底を図っている。

なお、不正アクセス防止のために、専用回線を利用しており、基本的には他からのアク

セスは不可能である。

また、病院情報システムは、医師、看護婦等職種別のカードで利用者を認証しており、職種により入力可能業務、参照のみ可能業務等を設定し、業務規制を行っている。

(エ) 病院ごとのトランザクション件数を把握し経費を案分することで、平成13年4月から適用する。

高齢者施策推進室

(1) 病院事業会計(公営企業会計)の適用をすべきもの

ア 損益計算書及び貸借対照表等の作成をすべきもの()

(ア) 指摘等の内容

可及的速やかに財務規程等を適用し、公営企業会計を導入することにより、発生主義に基づく損益計算書及び貸借対照表ほかを作成する必要がある。

(イ) 講じた措置の概要

平成13年度において、固定資産の管理や貸借対照表の作成のための室所管の会計システムについて必要な予算措置を行った。

イ 財産管理台帳の記載をすべきもの

(ア) 指摘等の内容

財産管理台帳に記載されている資産の価額は、価格の改定により増額又は減額されているが、その原因についての記載のないものがあつた。

(イ) 講じた措置の概要

財産管理台帳に価格の改定による増減額の内容とその理由等が判明したものについて記載した。

(2) 診療録の記載及び診療報酬請求について適切に処理すべきもの

ア 指摘等の内容

傷病名の整理が行われていない。

診療をした担当の医師名の記載がなく責任の所在が不明なものがある。

薬剤の処方につき、控えをファイルするのみで処方行為の責任の所在が不明確になっている。

カテーテルの請求で診療録に種類の記載なく請求を行っている。

輸血歴もないのに、HBS精密測定を3回行っている。

入院治療計画加算が算定可能な例で請求を行っていない。

指示簿が複写式の場合に、筆圧が弱いため診療録上の記載内容が不明となるものがあった。

イ 講じた措置の概要

傷病名の整理、医師名の記載など、診療録(カルテ)の記載方法、記載内容については、全医師に周知徹底をした。

薬剤処方せん控えについても、医師名の記載を徹底するなど責任の所在を明確にするとともに、診療録(カルテ)にファイルするよう、改善した。

病歴委員会において、医師の委員による病歴点検指導班を新設し、個々の医師に対し、診療内容等を診療録(カルテ)に適切に記載するよう個別指導を行うようにした。

カテーテルについては、特定診療材料であるため、既にカルテに種類等を含め適切に記載するように改め、適切な請求を行うようにした。

同一の患者に同一検査を短期間に複数回も行うことのないよう、患者への検査を適切に行うため、外来診療録と同じ方法で、全医師に周知徹底した。

入院治療計画加算については、既に1週間以内に文書により患者に説明を行うことを周知徹底した。

注射処方箋は5枚複写で、5枚目をカルテに貼付しているが、不鮮明にならないように、既に全医師に周知徹底した。

(3) 請求について

ア 指摘等の内容

保険委員会で外来1,000点、入院1,500点以上査定されたものの検討は行っているが、査定減全体に関する検討を行っていない。院外処方内容と傷病名のチェックが不十分なので、今後相殺が増えることも考えられ、対処が必要である。

イ 講じた措置の概要

保険委員会において、詳細な検討の対象とする基準点数を、外来分については、1,000点以上から500点以上に、入院分については1,500点以上から1,000点以上に引き下げ、それ以下のものについても、各診療科内で個別の検討を行うこととした。

(4) 病歴管理について

ア 指摘等の内容

病歴管理については、専任者が組織上いない。また、病歴情報管理が統一的に行われていない。適切な病歴管理ができる体制作りを検討されたい。診療録は長期保存の上、疫学的な

分析にも耐えられるような病歴管理を行うことを検討されたい。退院時サマリーについては、各科（各病棟）管理となっており、転棟転科があると、全体を見るサマリーが存在しないことになる。統一的な管理が必要である。

イ 講じた措置の概要

病歴情報管理・病歴管理については、病歴担当係長を設置し、体制整備を図った。全体サマリーは、最終の病棟・診療科で整備し、病歴室で保管するようにした。

（５）運営方針、目標管理について

ア 目標管理について

（ア）指摘等の内容

システム基盤が不十分なため、経営管理データ作成に膨大な人的負荷が掛かることを避けるため、経営管理を支援する情報提供システムを構築することを早急に検討すべきである。

（イ）講じた措置の概要

平成11年度に医事会計システムを更新し、例月の診療実績などの基礎情報のほか、随時、疾病別患者数等の経営指標に関する基礎情報が収集できるようになった。

イ 提案制度について

（ア）指摘等の内容

提案制度を内部的に運用する体制は整備されていない。改善策策定の課題解決能力を養うための教育を充実することを検討されたい。

（イ）講じた措置の概要

職員からの提案は、経営改善委員会やクオリティ・オブ・ライフ推進委員会に諮り、提案制度を運用できる体制を整備した。また、職員からの提案のうち優秀なものは、部科長会議等を通じ周知するとともに、各担当及び担当委員会等を定め、実現できるようにした。

ウ クオリティ・オブ・ライフ活動について

（ア）指摘等の内容

改善活動と日常業務とを明確に識別して管理すべきであり、また、改善手法としてどのようなものをどう適用するのかについて、組織として検討すべきである。

（イ）講じた措置の概要

平成12年6月に各部門ごとにインフォームド・コンセントの実践や個別ケアの推進などクオリティ・オブ・ライフ活動のテーマを決定し活動しており、現在看護部門では接遇に関する職員の意識向上などのテーマについて具体的に取り組んでいる。

エ クレーム処理について

(ア) 指摘等の内容

インシデントリポートとの関連付け等は行われていない。

(イ) 講じた措置の概要

インシデントリポートとの関連付けについては、医療事故予防対策委員会が中心になり、クレームを処理する委員会と共同で対応する体制を整備した。

オ 事故防止について

(ア) 指摘等の内容

医療事故予防対策委員会で検討を行っているが、あまり活発な活動は行われていない。院内総点検取組状況報告によると、定性的な対策が多く、定量的な評価は殆ど組み込まれておらず改善に関する責任の所在も明らかでない。今後、定量的評価ができるための方策と各部署ごとの責任の明確化を検討されたい。

(イ) 講じた措置の概要

事故発生時に、現場から迅速、確実に医療事故予防対策委員会に情報が上がるよう報告様式、報告ルート等の見直しを行った。

また、同委員会にニアミス部会を設置し、安全パトロールを実施するなど、職員へ注意を喚起している。

カ 医療連携について

(ア) 指摘等の内容

逆紹介の推進に不可欠な地域医療機関が開示した診療機能情報については、配布部数が少なく、手軽な利用が困難となっている。逆紹介を推進する方策について検討されたい。また、紹介状のない患者の情報分析は行われていないが、紹介率の向上のために必要であり、改善を検討されたい。

(イ) 講じた措置の概要

診療機能情報は、院内医師等に回覧し、周知徹底している。また、地域の医療機関及び院内における連携をスムーズに行えるよう、平成12年10月「地域医療連携室」を設置

した。紹介状のない患者については、治療が終了する段階で、患者から情報収集し、要望にあわせて地域の医療機関へ逆紹介を行っている。

キ 都立病院間の連携

(ア) 指摘等の内容

介護保険が導入されると、老人医療センターと衛生局の病院との連携が重要となってくることが考えられる。老人医療センターと豊島病院、大塚病院との間で連携が始まっているが、この後は両者の全病院を対象とした総合的な連携を考えるべきである。

(イ) 講じた措置の概要

区西北部二次保健医療圏にある都立3病院(大塚・豊島・老人医療センター)と6区(板橋・豊島・北・練馬・文京・中野)の医師会・歯科医師会・薬剤師会とで医療連携協議会を設立し、定期的に会議を開催し、その連携に努めている。

ク 介護保険適用施設との連携

(ア) 指摘等の内容

老人医療センターにおいては、介護保険適用施設との連携は重要な意義があり、積極的に対応されたい。

(イ) 講じた措置の概要

構内の板橋ナースィングホームと協力し、都内全域の介護保険施設や介護支援センター等に対し文書及び訪問を実施し、連携を深めている。

(6) 人事管理について

ア 医師について

(ア) 指摘等の内容

- a 医師の異動については、衛生局の一般病院との人事交流は、メリットが大きく交流の具体的な検討をされたい。
- b 一般医師は業績評価の対象となっていない。医長への昇格については、研究成果、論文等に対する大学医局の評価・推薦の方が影響力が大きい。業績評価結果を昇格や昇給に直接反映させることを検討すべきである。

(イ) 講じた措置の概要

- a 医師や看護婦の人事交流は衛生局をはじめとする関係局と積極的に協議を行った上で、医長級医師等の人事異動を行った。

- b 一般医師の業績評価は制度上は定められていないが、院内において診療科別に業務上の目標を定め、その達成度について評価を行っている。

イ 看護婦について

(ア) 指摘等の内容

- a 看護婦の異動も衛生局も含めた病院間での異動を一層拡大すれば、訓練にもなり、効率配置も可能である。
- b 看護婦の業績評価は副科長以上の5名で全看護婦の評価を行っているが、この方法で行うことには無理がある。一次評価(仮評価)は実態を知る婦長が行うべきで、最終評価及び病院全体の調整を管理職が行う運用上の工夫を検討すべきである。

(イ) 講じた措置の概要

- a 関係局と協議し、積極的に看護婦等について、昇任時異動や、一般の人事交流を行っている。
- b 看護婦の業績評価の方法については、婦長から意見を聞くなど運用面の改善を行った。

ウ 事務職員について

(ア) 指摘等の内容

- 事務職員は、原則3年での異動で、主任・係長昇格時に他局への異動となる。
- 病院事業では、事務職でも一定数の専門家を育てることが運営上必要。経理・医事・用度などの一部の職員については、適当な期間、同じ職務を継続させる等の配慮が必要であり、衛生局病院との積極的な人事交流を行っていくべきである。

(イ) 講じた措置の概要

- 病院事業を担当する事務職員については、職務の継続性に配慮しつつ、局内及び局間での異動を行った。

エ タイムカードの導入について

(ア) 指摘等の内容

- 出勤整理簿に多大な労力を費している。多少のシステム投資は必要となるが、効率化や内部統制の意味からも出勤簿をタイムカード方式に改めることを検討されたい。

(イ) 講じた措置の概要

- タイムカード方式の導入は、平成13年度において予算措置した。

(7) 材料費について

ア 医薬品使用効率比較

(ア) 指摘等の内容

医薬品の使用効率で衛生局の病院で最も良かった病院と比較すると約5百万円の薬品費が節約できることとなる。より一層医薬品の節減、効率的使用に努められたい。

(イ) 講じた措置の概要

医薬品の使用の効率化については同一種類、同一薬効の医薬品について整理し、採用薬品を整理した。また、棚卸を行い、医薬品の在庫管理等を徹底した。平成12年度からは、各都立病院と情報交換を行い、一層の医薬品の節減、効率的使用に努めた。

イ 医薬品購入情報の交換について

(ア) 指摘等の内容

衛生局、高齢者施策推進室ともに各病院バラバラに業者価格交渉し購入しており、購入効率は最大2%程度の差となっている。例えば用度係長会等を設け、局の枠を超えて購入情報を適時に交換する等の方策により、全体を低い価格の方に近づけることを考えるべきである。

(イ) 講じた措置の概要

医薬品の購入価格については、都立病院と、情報交換等を行い、価格の引下げを積極的に行った。その結果、平成11年度の薬剤の値引率を平成10年度に比べて、約5%引き上げた。

(8) 委託費について

ア 委託契約について

(ア) 指摘等の内容

随意契約が可能な100万円未満の契約を行うことが実態として多くなっている。

特に、検査委託に同一相手と契約締結するケースがあり、単価契約への移行等の方法を検討されたい。

(イ) 講じた措置の概要

検査委託の契約方法については、平成11年度、平成12年度において単価契約への移行を行った。

平成11年度 検査委託契約 9件

平成12年度 検査委託契約 3件

イ 委託契約方式について

(ア) 指摘等の内容

特命随意契約を行っているものの中に、特命とする根拠が乏しいものがある。効率性、経済性を担保する上で、数年に一度の見直しが必要である。

(イ) 講じた措置の概要

平成12年6月から12月にかけて財務局・衛生局とともに検討会を設置し改善の具体的方策について検討を行い、病院業務の安定性、継続性を確保すると同時に、効率性や競争による経済性も実現できるよう、平成13年度以降順次に、競争入札を実施することとした。

(9) コンピュータシステムについて

ア 情報システムと業務の関係について

(ア) 指摘等の内容

放射線科など、システムに接続されていない部門がある。新薬に関するデータの入力、注射に関する薬袋及び注意書の記入など、手作業となっている部分がある。

(イ) 講じた措置の概要

これまでシステム化していなかった放射線科における予約情報、画像情報等の取り込み、手作業で対応していた薬剤科における新薬に関するデータの入力、薬袋の文字出力などについては、既にシステム化を完了した。

イ 経営の観点から見た現状システムについて()

(ア) 指摘等の内容

人事情報、財務情報などが高齢者施策推進室の管轄するシステムとは接続していないため、経営管理上必要な基礎情報を速やかにシステムから出力することができず、きめ細やかな経営分析や管理を実行することが非常に困難である。

(イ) 講じた措置の概要

平成13年3月に電子都庁推進計画を策定し、病院情報システムの再構築の検討を行う中で、人事情報、財務情報を経営管理に活用できるよう検討していく。

ウ 病歴管理情報について()

(ア) 指摘等の内容

カルテをもとにした管理情報は手作業で収集しなければならない。また、病歴に関しては外部委託で行われているのみで、専任スタッフが不在である。

(イ) 講じた措置の概要

病歴管理情報については、電子都庁推進計画における病院情報システムの再構築の中で、電子カルテ化の導入について検討する。また、病歴担当係長ポストを平成12年度から設置した。

エ システムサポートについて()

(ア) 指摘等の内容

システムサポートの体制については、クライアントサーバー化の進展などを考慮すると、機能及び責任体制において十分な体制とは言い難いのでその見直しと強化を検討すべきである。また、あわせて医師及びコメディカルも含めた総合的なシステム関連教育を充実させることも検討されたい。

(イ) 講じた措置の概要

医事会計システムの更新により、経営指標に関する基礎情報の収集が可能となった。また、病院職員を対象に経営指標に関する研修を実施するなど、体制の強化を図った。

2 土地(未利用地)の管理運用について

財 務 局

(1) 土地開発基金に属する土地の恒久的利用又は処分を検討すべきもの()

ア 指摘等の内容

土地開発基金に属する土地のうち、都市開発関連用地については、暫定的な活用は図られているが、将来における恒久的利用又は処分を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年6月1日、土地開発基金の廃止に伴い、都市開発関連用地は、基金財産から財務局所管一般会計普通財産に財産区分の変更を行った。

同年8月1日、港区南青山二丁目76番8ほか1筆の717.53平方メートルの土地については、都立赤坂高等学校運動場用地として教育長に財産の所管を移した。

3 公の施設等の管理について

[指 摘]

江戸東京博物館（本館）【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】

（１）資料の収集方針を明確化すべきもの

ア 指摘等の内容

資料が重複している。収集方針をより明確にし、収集段階で極力重複をさけるようにされたい。

イ 講じた措置の概要

収集方針の素案を平成１２年３月に策定し、平成１２年１０月の収集委員会へ付議し今後の収集方針を決定した。

（２）収蔵品の現物調査を実施すべきもの（ ）

ア 指摘等の内容

コンピュータによる収蔵品のデータ管理は行われているが、定期的現物調査を行っていない。現物の有無や保管状態のチェックをするため、現物調査を実施されたい。

イ 講じた措置の概要

現物の調査方針及び実施方法を平成１２年６月に確定した。平成１２年６月から調査を実施し、２年間かけて全資料の確認をする。

（３）預り収蔵品について、相手方に定期的な現物確認を求めるべきもの

ア 指摘等の内容

預かり先に対しても定期的に現物確認を求め、江戸東京博物館の保管責任を限定する等の対策を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

預かり品（寄託品）について、現物確認を実施できるよう平成１２年５月に「東京都江戸東京博物館寄託資料取扱要領」の見直しを行った。平成１２年６月以降、寄託者との協議を行い、定期的な現物確認を実施している。

（４）自主事業分（東京都歴史文化財団に所有権があるもの）の物品（収蔵品以外）の管理状況について（ ）

ア 指摘等の内容

固定資産（財産管理規程上）の現物調査や什器備品カードの作成など財産管理規程に基づき適正に実施されたい。

イ 講じた措置の概要

平成11年12月から平成12年3月まで、契約書類と固定資産台帳との照合等の基礎調査を実施した。登録と物品ラベルとの一体管理を行うための新しい物品管理システムを、平成12年1月に開発した。平成13年1月に固定資産の現物調査を実施した。

(5) 受託事業分（東京都に所有権があるもの）の物品（収蔵品以外）の管理状況について（ ）

ア 指摘等の内容

什器備品費で購入された物のみ備品として都へ報告され、委託制作される物品（特に壁面パネル等の設置）について、「物品引渡書」が作成されていない。また、受託事業で使用する物品について、現物調査が実施されていない。

イ 講じた措置の概要

委託制作物品等の基礎調査を、平成11年12月から平成12年3月にかけて実施し、備品台帳への登録及び物品引渡書の作成を行った。登録と物品ラベルとの一体管理を行うための、新しい物品管理システムを平成12年1月に開発した。平成13年1月に、固定資産の現物調査を実施した。

(6) 受託事業、自主事業の区別を厳密に行うべきもの

ア 指摘等の内容

パンフレット等の広報事業は、博物館施設を提供するために必要な事業と考えられるので、これらに係る費用は自主事業経費ではなく受託事業経費に区分されたい。

イ 講じた措置の概要

現在、自主事業に区分されている広報事業を平成12年度から委託事業に移行した。

江戸東京博物館（たてもの園）【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】

(1) たてもの園に復元予定の建築物に係る保管費用の発生を回避すべきもの（ ）

ア 指摘等の内容

解体から復元までは、一連の作業であり、途中の保管費用は本来回避可能な費用である。東京都は、部材を保管中の建物については、早急に復元されたい。

イ 講じた措置の概要

野外収蔵委員会において、たてもの園整備の全体計画を検討し、解体保管中の建造物については、厳しい財政状況にも考慮しつつ、計画的に復元できるよう努めていく。

東京都現代美術館【教育庁、財団法人東京都生涯学習文化財団】

(1) 管理手数料(ミュージアムショップ)の管理につき検討を要するもの

ア 指摘等の内容

財団法人東京都生涯学習文化財団は現代美術館内にミュージアムショップを開設し、A社に管理運営を委託しているが、管理手数料として総売上高の一定割合を収受している。その際、その検証作業に必要な資料の添付をA社に求め、作業の証跡を残すことを実施されたい。

イ 講じた措置の概要

平成11年11月分から、検証作業の証跡を残すため、例月の売上報告書に販売実績を証する「レジロールの写し」を委託業者に添付させ、その内容を確認の上、管理手数料を決定している。

(2) 物品(収蔵品以外)の数量確認を実施すべきもの

ア 指摘等の内容

東京都と財団法人東京都生涯学習文化財団の業務委託契約書によれば、受託期間満了後の保全物品は、「保全物品一覧表」と照合し、「物品現在高調書兼物品引渡書」により東京都に返還することとなっているが、数量等の照合を行いきれていない。「保全物品一覧表」との照合を実施されたい。

イ 講じた措置の概要

東京都への返還前までに「保全物品一覧表」との照合作業を完了することとし、平成12年度については、照合済である。

(3) 借用動産の管理を改善すべきもの

ア 指摘等の内容

財団法人東京都生涯学習文化財団は借用動産の管理方法についての定めがなく、定期的な現物調査を行う体制が確立されていない。借用動産も保全物品に準じた管理を行うべきである。東京都現代美術館が自主的に作成をしている借用契約の一覧表を活用し、現品管理の精度向上を図られたい。

イ 講じた措置の概要

借用動産の管理方法については、平成12年度業務委託契約に盛り込み、改善を図った。
管理精度を向上させるため、品名、リース業社名、リース期間等を記載した一覧表を活用し、保全物品に準じた適正な現品管理を実施している。

(4) 美術品の活用に関し検討を要するもの

ア 指摘等の内容

昭和63年から開館までの開設準備期間に購入した東京都現代美術館の収蔵品のうち、未展示または他館への貸出しもしていない1,000万円以上の美術作品が数点ある。購入に当たっての事務上の問題はないが、利用されないことは検討に値するものである。有効活用方法について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年度中に、すべての未発表作品を東京都現代美術館において展示した。
年4回定期的に開催する常設展示実施前に、収蔵品の点検とともに未展示作品一覧表を作成しており、常設展示においてテーマを設定する際には、その一覧表を参考に未展示作品を効果的に展示できるように考慮している。

(5) カタログの発注数量の決定方法に関し検討を要すべきもの

ア 指摘等の内容

東京都現代美術館は、ショップにおいて企画展のカタログの企画・販売を実施しており、在庫を保有している。企画展が終了するとカタログの販売量が極端に減少することから、発注数量を決定する方法として、極力在庫を少なくするような方策を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

カタログの発注数量は、過去の類似した展覧会等を参考に、入場者見込み数や販売量を予測し、決定している。

また、販売価格は原稿料、著作権使用料、印刷代等の原価に基づき、展覧会ごとに決定しているが、更に多くの方々に購入いただくため、リーズナブルな販売価格となるように原価を抑える等の工夫をし、カタログ内容(質・量)の精選に努めている。

東京武道館【教育庁、財団法人東京都生涯学習文化財団】

(1) 物品の現物管理において、一品ごとの品名設定を行うべきもの

ア 指摘等の内容

東京武道館の物品管理において、品名コードの設定が品名ごとになっており一品一対応になっていない。例えば、パンフレット台は規格が3種類あり、数量は全5個であるが品名コードは01030032の一つである。

現物に貼付されているシールにも品名コードが記載されているにとどまる。現物管理のために、一品一対応の管理体制を確立されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年度から、「保全物品一覧表」に記載されている番号に枝番を付けることにより、一品一対応の管理体制を確立した。

(2) 物品の現物調査を実施すべきもの

ア 指摘等の内容

東京都と東京都生涯学習文化財団との業務委託契約書中の物品の取扱要領第8条によれば、受託期間満了後の保全物品について数量等を「保全物品一覧表」と照合し、「物品現在高調書兼物品引渡書」により東京都に返還することとなっているが、東京武道館では数量等の照合を行って切れていない。

物品の取扱要領に従った数量等の照合を実施されたい。

イ 講じた措置の概要

東京都への返還前までに「保全物品一覧表」との照合作業を完了することとし、平成12年度については、照合済である。

(3) 借用動産についても、物品に準じた現品管理を行うべきもの

ア 指摘等の内容

財団法人東京都生涯学習文化財団は、リース会社等よりの借用動産についての定めがなく、東京武道館では定期的な現物調査を行う体制が確立されていない。借用動産についても、保管責任が東京都生涯学習文化財団にあることから、保全物品に準じた管理を行うべきである。

なお、東京武道館では、契約を管理するため、借用動産の品名、台数、業者、設置場所及び契約期間を記載した借用契約の一覧表を自主的に作成している。こうした一覧表を活用し、現品管理の精度の向上を図られたい。

イ 講じた措置の概要

借用動産の管理方法については、平成12年度業務委託契約に盛り込み、改善を図った。管理精度を向上させるため、品名、リース業社名、リース期間等を記載した一覧表を活用

し、保全物品に準じた適正な現品管理を実施している。

東京国際フォーラム【生活文化局、財団法人東京国際交流財団】

(1) 財団の課税所得計算につき検討を要するもの

ア 指摘等の内容

建物等の減価償却費が適切な範囲で財団の費用となる仕組みを考案したり都民還元事業を実施するなど、財団の課税所得計算につき検討されたい。

イ 講じた措置の概要

財団はこれまで一部の少額資産を除いて自己保有の資産がなく減価償却できなかったため、財団の自主的・自律的運営を一層促進することを目的として、平成12年3月に東京都から財団へ無償貸付備品を譲渡し、今後は財団が備品を更新整備することになった。

これにより、平成11年度決算から減価償却費を計上でき、課税所得計算に反映させることが可能となった。

なお、収支差額については、今後必要となる備品更新のために、計画的かつ着実に積み立てていく。

(2) アートワークの現物調査を実施すべきもの

ア 指摘等の内容

アートワークについて、財団による現物管理が重要であるので、独自の現物調査を実施し、契約書に基づく在庫状況報告の基礎とされたい。

イ 講じた措置の概要

財団は施設の管理者として日々の管理は実施していたものの、管理台帳が未整備だったため、これを平成12年3月に作成した。今後は作成した管理台帳を活用しながら、現物確認等を徹底していく。

(3) 賃借物品について、管理制度を確立すべきもの

ア 指摘等の内容

賃借物品に対して、財団は管理規程等を設けていない。賃借物品に係る管理規程等を設け、現品調査を含む制度的な管理方式を導入されたい。

イ 講じた措置の概要

賃借物品に係る管理要綱を平成12年9月に作成し、合わせて、賃借物品台帳についても、

同月作成した。

(4) 物品の買替、更新、廃棄について規程の整備等を実施すべきもの

ア 指摘等の内容

照明設備、音響設備等の物品は都に帰属しているが、最小限の対応のために財団の費用負担で購入を行っている。

また、更新等に付随した廃却物品の処理についての取扱いが明確でない。東京都と財団で協議を行い、規程整備等を図られたい。

イ 講じた措置の概要

無償貸付備品の東京都から財団への譲渡にあわせ、旧財産管理規程では備品の処分等がでななかったが、今後の処分を可能とするため、平成12年3月に規程を一部改正した。

また、今後の備品等における処分等の事務処理を適正に行うため、「財産及び備品処分等に関する要綱」を平成12年9月に作成した。

(5) 会議室の稼働率向上を図るべきもの

ア 指摘等の内容

会議室の貸出状況を見ると、比較的短時間の使用で占められている。

会議室の増収策について積極的に検討を進められたい。

イ 講じた措置の概要

会議室利用者へのアンケート調査のとりまとめ等による使用状況の調査・分析をもとにして会議室の使用傾向を平成12年度上半期に検証し、今後の対策につなげていくこととした。

また、近隣企業への働きかけ、リピーターの確保等の営業活動の強化等会議室利用の促進に向け、平成12年2月に業務の見直しを行った。

東京国際展示場【労働経済局、株式会社東京国際貿易センター】

(1) 総合事務管理システムを改善すべきもの

ア 総勘定元帳等の諸帳票を作成できるように改善すべきもの()

(ア) 指摘等の内容

総合事務管理システムは、東京国際展示場の管理・運営に重要な役割を果たすべきものであるが、経理システムについては有効に機能していない。総勘定元帳等、貸借対照表等の財務諸表等を出力できるよう経理システムの改善をされたい。

(イ) 講じた措置の概要

経理事務の効率化のためには改めてシステム開発を進める必要があるが、総合事務管理システムは非常に大きなシステムであり、システム全体を改善するためには多大な開発費用と時間を要する。そこで、御指摘の経理システムについては当面、総合事務管理システムとは別に、改善（現在、帳票類はアクセス、財務諸表はエクセルで作成中）を進め最終的に総合事務管理システムとの連携が図れるよう検討を進めてきた。しかし、監理団体改革実施計画（監理団体総点検結果）のなかで平成15年度に社団法人東京国際見本市協会と株式会社東京国際貿易センターとが統合するという方針が決まり、公益法人会計のシステムを事務管理システム本体につなげる改善を行っても利用する期間が1年となり費用対効果が得られない。このため、今後はシステムの拡張性を担保する目的で現行の事務管理システムをウインドウズ上に乗せる改善を最優先で進め、企業会計を前提とした統合先の団体との調整に努めていくこととする。

なお、平成12年度以降、都との無償貸付契約締結の際にはシステム全体利用の義務づけを一部緩和した内容とする。

イ 債権管理メニューにつき改善を要するもの（ ）

(ア) 指摘等の内容

経理システムには、債権管理メニューという債権管理機能があるが、実施には有効に機能していない。未収金を極力減らすこと及び作業効率化のために債権管理メニューにつき改善されたい。

(イ) 講じた措置の概要

経理事務の効率化のためには改めてシステム開発を進める必要があるが、総合事務管理システムは非常に大きなシステムであり、システム全体を改善するためには多大な開発費用と時間を要する。そこで、御指摘の経理システムについては当面、総合事務管理システムとは別に、改善（現在、帳票類はアクセス、財務諸表はエクセルで作成中）を進め最終的に総合事務管理システムとの連携が図れるよう検討を進めてきた。しかし、監理団体改革実施計画（監理団体総点検結果）のなかで平成15年度に社団法人東京国際見本市協会と株式会社東京国際貿易センターとが統合するという方針が決まり、公益法人会計のシステムを事務管理システム本体につなげる改善を行っても利用する期間が1年となり費用対効果が得られない。このため、今後はシステムの拡張性を担保する目的で現行の事務管理システムをウインドウズ上に乗せる改善を最優先で進め、企業会計を前提とした統合先の団体との調整に努めていくこととする。

なお、平成12年度以降、都との無償貸付契約締結の際にはシステム全体利用の義務づけを一部緩和した内容とする。

(2) 警備業務の委託契約方式につき、複数年度方式とすべきもの

ア 指摘等の内容

警備業務については、現在、株式会社東京国際貿易センターと単年度の委託契約を締結している。警備システムの状況からして本来複数年度方式とすべきである

イ 講じた措置の概要

警備システムの内容を見直し、平成12年12月より、協会が直接警備システムのソフト開発会社であるダイヤモンドリース株式会社と5年間のリース契約を行ったことにより、契約方式を改善し経費面でも大幅な縮減をした。

[意 見]

各施設に共通する事項

(1) 長期的な視点に基づいた施設設備の維持管理の仕組みについて

ア 生活文化局（江戸東京博物館）

(ア) 指摘等の内容

早急に長期保全計画（長期修繕計画）を作成するとともに、東京都と施設を管理している財団との協働で、施設を効果的に管理できる仕組みを構築することが望まれる。

(イ) 講じた措置の概要

長期保全計画(長期修繕計画)は、平成12年3月に策定した。

また、東京都と施設を管理する財団との間で平成12年1月に事務連絡会を設置し、事業や施設管理に関わる問題について定期的な意見交換の場を設けた。

今後は、この連絡会を活用することで、東京都と財団が一体となった効果的な施設管理ができるよう努めていく。

イ 生活文化局（東京国際フォーラム）

(ア) 指摘等の内容

基礎となる計画を完成し、基礎情報を整備し施設設備の最新状態が的確に把握できるようにするとともに、それに基づく対策が確実に実行しうる仕組みが機能することが求められている。

(イ) 講じた措置の概要

財団作成の長期計画を基に、内容を精査した中期計画を平成12年8月に作成し、財団と東京都で協議調整を行っている。

ウ 教育庁

(ア) 指摘等の内容

次の施設設備の維持管理について、基礎となる計画を策定し、基礎情報を整備し施設の最新状態が把握できるようにすること。これに基づいた修繕対策の仕組みを構築することが望ましい。

- a 東京都現代美術館
- b 東京武道館

(イ) 講じた措置の概要

平成12年10月に「東京都教育委員会建築物等保全規程」を制定し、平成13年3月に財団法人東京都生涯学習文化財団事務局と協議し、財務局営繕部コスト管理室の指導のもとに、「長期保全計画」を策定した。

財団法人東京都生涯学習文化財団では、平成12年度に「維持保全業務開発システム」を開発した。今後、同システムを活用し、修繕対策を構築していく。

- a 東京都現代美術館は、平成13年3月に「長期保全計画」を策定した。今後は「維持保全業務開発システム」にデータを取り込んで、維持管理業務との整合性を図っていく。
- b 東京武道館は、長期保全計画は策定済みであり、現在「維持保全業務開発システム」にデータを取り込み、維持管理業務との整合性を検証中である。

(2) 修繕の基礎となる図面情報の効率的・効果的な活用について

ア 生活文化局(江戸東京博物館)()

(ア) 指摘等の内容

施設設備の維持管理を効率的に行う仕組みとして、電子情報を基礎とする環境整備を検討すべきである。例えばCADシステムの導入やそれを活用し得る人材の育成を行うことによって、効率的な維持管理の基礎とすべきである。

(イ) 講じた措置の概要

平成12年8月に、財務局営繕部とも調整しながら、費用対効果等に関する検討を行った。

イ 生活文化局(東京国際フォーラム)

(ア) 指摘等の内容

施設整備の維持管理を効率的に行うため、電子情報を基礎とする環境の整備が検討されて良い。

維持管理に関する技術者の能力を効果的効率的に活用するための仕組み作りについて今後一層の検討が望まれる。

(イ) 講じた措置の概要

電子媒体情報については、バックアップデータを保管した。データの履歴管理の手続についてマニュアル化し、徹底していくとともに、今後の改修工事の際には、電子媒体による図面の管理を徹底していく。

また、電子媒体の活用が継続的に行われるように、施設管理課職員全員が使用できるよう定期的研修を実施するとともに、人事異動の際にも引継を行うなど人材育成に努める。

なお、人材育成の具体的方法について、平成13年3月に文書化した。

ウ 教育庁

(ア) 指摘等の内容

施設建設の契約により、しゅん工時に提出される図面は書面である。このため長期にわたって、最新の施設状況を把握することは、事実上不可能であり、電子情報化を検討すべきである。

(イ) 講じた措置の概要()

a 図面管理システムの導入(東京都生涯学習文化財団)

平成12年度末に開発した「建物保全情報システム」の一部として図面管理システムがあり、50図面を読み込み電子化する。紙図面をスキャナーで読みとりコンピュータ内で管理するとともに、パソコンによる図面の修正も可能である。

b 職員に対する内部研修の実施(教育庁)

(a) CADを日常業務に使用している職員を講師として、営繕課のすべての技術職員に対して、CADの導入のための研修を実施した。

(注) CADとは、コンピュータを利用して設計作業の能率化・効率化・省力化を図る技法をいう。

(b) 内部研修は今後も継続的に実施する。

c 機器の整備(東京都生涯学習文化財団及び教育庁)

(a) CADの電子データを紙ベースに打ち出す機能と、紙図面を電子媒体化(修正は不可)する機能を有する機器の平成13年度の導入を進めている。

d CAD業務の活用拡大(教育庁)

- (a)機械、電気設備工事の一部について、設計委託の成果品をC A Dで納品させている。
- (b)機械、電気設備工事の設計の一部について、C A Dを活用している。
- e 図面管理態勢の検討と費用対効果の試算(教育庁)
財務局で検討中であり、検討結果を待つて教育庁として対応する。

江戸東京博物館(本館、たてもの園共通)【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】

(1) 江戸東京博物館・たてもの園の長期修繕計画等について

ア 指摘等の内容

設置目的にかなう機能を維持していくためには、建物本体から諸物品に至るまで必要なものであり、長期的な維持管理計画を策定すべきである。

また、専門的技術職員の能力活用など、施設・設備の維持管理を確実に遂行するための仕組みを早急に強化すべきである。

イ 講じた措置の概要

長期保全計画(長期修繕計画)は、平成12年3月31日に策定した。

また、東京都と施設を管理する財団との間で平成12年1月1日に事務連絡会を設置し、事業や施設管理にかかわる問題について定期的な意見交換の場を設けた。今後は、この連絡会を活用することで、東京都と財団が一体となった効果的な施設管理ができるよう努めていく。

(2) 江戸東京博物館の決裁手続の効率化について()

ア 指摘等の内容

財団事務局(白金台)と江戸東京博物館(両国)は地理的に離れており、決裁事務手続等の負担が大きい。電子決裁システムの導入や事務の発生量に対応した事務局設置場所の変更、承認手続の簡素化等を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

専務理事の決定事案については、迅速な意思決定が行えるよう平成11年7月から専務理事の江戸東京博物館での勤務体制を週2日から週3日とした。

事務局の設置場所の変更等は、平成13年度に事務局の位置付けの明確化、財団組織のあり方と合わせて検討していく。

(3) 東京都歴史文化財団全体としての指名業者等選定委員会の設置について

ア 指摘等の内容

財団としての指名業者の選定体制が確立されていない。一定金額以上の案件については、

財団全体として指名業者を選定する体制を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

契約案件や金額に応じた指名業者の選定体制の検討を行い、平成12年8月に指名業者選定委員会設置要綱の改定を行った。

(4) 博物館として維持すべき基礎的技術の開発や技術の伝承について ()

ア 指摘等の内容

収蔵品の修復作業は外部委託されている。修復に必要な技術や知識・経験の蓄積は博物館として基礎的必須事項であり、また新たな発見の場でもある。修復等に関する技術や知識を組織に確保する仕組みが検討されるべきである。

イ 講じた措置の概要

平成12年10月に江戸東京博物館における収蔵品の修復に関する技術開発や知識について検討し、専門研修を一層充実していくことにより、技術、知識の蓄積に努めていくこととした。

(5) 東京都歴史文化財団による江戸東京博物館の自主的・自立的運営について

ア 指摘等の内容

財団が企画を自主的に生み出すには制約条件が多い。例えば、自主事業の企画展示に対する都の事前承認の必要や当該事業の収入が全て都に帰属することなどが挙げられる。財団が経営努力を発揮できるような仕組みを検討すべきである。例えば、定額補助方式を採用し観覧料を財団の収入とすることも検討の価値がある。

イ 講じた措置の概要

平成12年度から、展覧会(企画展)事業に定額補助方式を導入し、財団の経営努力を促す仕組みを構築した。そのため、江戸東京博物館条例、補助要綱を改正し財団の自主的・自立的運営のための条件整備を図った(平成12年4月1日施行)。

江戸東京博物館(本館)【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】

(1) 利用者から見た江戸東京博物館の満足度について

ア 施設満足度に関して

(ア) 指摘等の内容

レストラン/喫茶に対する不満足の内訳が17.5%と高い(従業員サービス、メニュー)

一の改善・飲料確保)。館内での飲食サービスの水準向上に関する配慮が求められる。

また、ミュージアムショップの商品、価格構成について、平成11年度導入のポスシステムの活用により、来館者の年齢構成に応じた工夫が検討されて良い。

(イ) 講じた措置の概要

従業員のサービスについては、業者への指導の徹底をしていくとともに、改善要望についての共通理解を深められるよう情報交換していく。

飲料確保については、「3階ひろば」に飲料水等の販売を中心とする施設を、平成12年4月に新たに設置した。

ミュージアムショップの商品構成については、平成11年度に導入したポスシステムで平成12年2月までの顧客データを基に、新商品の開発を行った。今後も、ポスシステムの積極的活用を図り、来館者ニーズを的確に捉えたタイムリーな新商品開発を心がけていく。

イ 入館者に接する要員に対する満足度に関して

(ア) 指摘等の内容

警備員の接客姿勢の改善(言葉遣い・表情の研究工夫)

ボランティアの事前教育(接客マナー等)の充実

(イ) 講じた措置の概要

平成12年7月、8月に2回、高齢者、障害者の接遇改善のための疑似体験研修を実施した。また、同年12月に接客業協会(外部機関)の講師による接客研修を実施した。平成13年度以降も、警備職員の接客研修を毎年実施し、資質の向上、来館者サービスの向上を図っていく。

平成12年7月22日から同年9月23日までの8日間、ボランティア養成研修を実施し、基礎知識の習得と合わせ「接客マナー」と「人権(差別)」に対する事前教育を行った。

また、既登録者に対しては、車椅子体験研修等を実施した。

平成13年度以降も研修の充実を図っていく。

ウ アンケート調査を充実させるために検討が望まれる今後の課題

(ア) 指摘等の内容

入館者の動線に関する調査の実施

交通機関の利用とそのアクセスに関する改善ポイントの把握

空間として整備すべきものの調査の実施(休憩場所・のどを潤す場所の充実)

(イ) 講じた措置の概要

平成12年2月及び3月に調査を実施し、リニューアル計画などに反映していくこととした。

(2) 貸出施設の使用目的及び使用料を弾力化し、収益増を図ることについて()

ア 指摘等の内容

貸出施設の使用目的について、商業目的を含む一般利用にも道を開き、収入確保の機会を得られるよう検討する余地があると考ええる。

また、商業目的を含む一般利用を可能とした場合には、受益者負担の観点から、別の料金体系を設け収益増に結び付けるべきである。

イ 講じた措置の概要

貸出施設の使用目的及び料金は、公の施設の設置条例に定められており、その目的以外での一般利用については、行政財産の目的外使用許可で対応することが可能であり、その場合の事務手続等について今後検討していく。

江戸東京博物館(たてもの園)【生活文化局、財団法人東京都歴史文化財団】

(1) たてもの園のこれからの運営計画を明確にすることについて()

ア 指摘等の内容

たてもの園における復元作業、すなわちハードの側面の整備はほぼ終了時期を迎えている。今後は、研究活動や普及活動などのソフト面に事業の重点が移ることになり、学芸員の役割のシフトが着実に進められることが求められる。こうした転換プロセスについて組織合意された明確な方向性と計画が不可欠である。

イ 講じた措置の概要

野外収蔵委員会において、たてもの園を整備するための全体計画を検討したが、解体保管中の建造物については、厳しい財政状況等から、東京都の方針として計画的な復元は平成15年度まで休止となっている。よって、ハード整備後の運営計画についても検討休止とならざるをえない。

(2) 入園者の実態把握について

ア 指摘等の内容

入園者の実態把握を強化し、たてもの園の改善や機能強化に確実につなげるために、アンケートの調査項目の練り直しや、アンケートで何を確認するのかを十分に検討し、質問項目

の設定を確実に行うことが望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成12年4月に調査項目、具体的実施案の策定を行い、同年6月に実施した。

(3) 入園者向け普及活動の充実について

ア 指摘等の内容

効果的な教育普及手段の更なる検討や学芸員、ボランティアの活躍の場を拡大することも普及活動の強化とともに検討が望まれる。

イ 講じた措置の概要

ミュージアムトーク(学芸員実施)に加え、テーマの設定・時間を拡大した、たてもの園内案内イベント(たてもの園ツアー)を平成12年度は2回実施した。

ボランティア活躍の場を平成11年度から、わら細工づくり、折り紙教室、写真館写真撮影、昔語りに、平成12年度から、どくだみ茶づくり、お手玉づくり、スポットガイドに拡大した。今後とも、実施状況を踏まえながらボランティアの自主的な発想を取り入れた活動の充実を図っていく。

東京都現代美術館【教育庁、財団法人東京都生涯学習文化財団】

(1) 契約金額と契約目途額とのかい離の程度について

ア 指摘等の内容

東京都現代美術館の企画展の会場装飾委託は、指名競争入札により業者を選定している。入札は総価で行われるが、契約金額と契約目途額とのかい離が特定の項目に見られる。かい離の程度を分析し、次の目途額算定に役立て、かい離の程度を縮小させることが望まれる。

イ 講じた措置の概要

限られた予算の範囲内で十分な仕様内容が確保されるよう、過去の実績、積算単価を参考に、過去の契約金額と契約目途額との比較分析を行い、かい離の縮減を図り、契約金額の低減に努めている。

なお、平成12年度の同委託契約については、以上の方法により改善を図り、かい離の縮減に努めた。

(2) 長期修繕計画について

ア 指摘等の内容

東京都は、長期保全計画を平成11年度末を目途に作成中であり、また施設管理仕様書の標準化の検討も行っている。現在東京都現代美術館には長期保全計画がなく、財団法人東京都生涯学習文化財団では、3カ年の「諸施設整備年次計画」を策定し、修繕を行ってきた。長期保全計画に基づいた実効性のある修繕が望まれる。

イ 講じた措置の概要

教育庁においては、平成12年10月に「東京都教育委員会建築物等保全規程」を制定し、平成13年3月に、財団法人東京都生涯学習文化財団事務局と協議し、財務局営繕部コスト管理室の指導のもとに、「長期保全計画」を策定した。

今後は、東京都生涯学習文化財団で開発した「維持保全業務開発システム」にデータを取り込み、修繕対策の仕組みを構築する。

東京武道館【教育庁、財団法人東京都生涯学習文化財団】

(1) 施設への小規模な造作等に関する、設計者との協議について

ア 指摘等の内容

東京武道館では、利用者の便宜を図る等の観点から小規模な造作等を検討する場合、建物の設計者と相談を行っている。しかし、設計者の意向と相違する場合もあり、例えば、館内において種々のPR等のためのポスターを貼る場所も限定されたこともある。

設計者の意向を尊重しつつ、施設の有効活用及び利用者の便宜という観点から小規模な造作等の改変に関し設計者の理解を求める必要がある。設計者との十分な協議が望まれる。

イ 講じた措置の概要

今後、小規模な造作等の改善が生じた場合には、利用者の便宜を図る等の観点から設計者と協議し、理解を求めていく。

(2) 長期修繕計画について

ア 指摘等の内容

東京武道館には、長期的な観点から作成された修繕の計画は手元にあり、いつでも活用できるようになっている。

現行の長期修繕計画を基に、さらに施設設備の機能の確実な維持と陳腐化の防止策等も含め、施設のライフサイクルコストを意識した総合的な計画への拡充が望まれる。

また、その計画を確実に実行するための仕組みを強化することについても検討することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

教育庁においては、平成12年10月に「東京都教育委員会建築物等保全規程」を制定し、平成13年3月に、財団法人東京都生涯学習文化財団事務局と協議し、財務局営繕部コスト管理室の指導のもとに、「長期保全計画」を策定した。

計画を確実に実行するため、東京都生涯学習文化財団で開発した「維持保全業務開発システム」にデータを取り込み、施設のライフサイクルコストを意識した総合的な修繕計画となるよう仕組みを強化していく。

東京国際フォーラム【生活文化局、財団法人東京国際交流財団】

(1) 東京国際交流財団の固有職員の処遇について()

ア 指摘等の内容

財団の固有職員の処遇については、年功序列の色彩が強い。

モラルの維持向上のため、既存の処遇体系を見直し、信賞必罰型の方式の検討が望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成11年度より目標による管理の導入と業績評価制度を試行的に実施しているが、これらについて検証し、拡充していく。

合わせて研修等人材育成のあり方を平成13年3月にまとめた。

また、給与制度等処遇体系の見直しについて平成13年度末までに検討する。

(2) 施設に対し行う造作について()

ア 指摘等の内容

フォーラムの著作権は設計者にあるが、今後必要になってくる修繕工事において、ある程度都側の判断による迅速な対応が必要になる。

施設の有効活用を図るには制約を少なくする必要がある。

イ 講じた措置の概要

当面、明らかに著作権にかかわる大規模改修は予定されていないが、今後、必要になってくる修繕工事についての設計者との調整ルールの見直しについて、東京都と財団で調整し検討していく。

(3) 長期修繕計画について

ア 指摘等の内容

保全計画に基づく対策を確実に推進する。

財団の財政健全性を維持しながら適正な施設設備対策が打たれる仕組みを確立する。

電子媒体で提供されているCAD情報は正副本の管理を行うとともに維持管理情報の履歴管理を効率的に行う。

イ 講じた措置の概要

財団で作成中の中期修繕計画を基に、都と財団の役割分担に基づき協議を行い、緊急性、予算等を勘案しながら実施していく。

また、施設及び機器の機能の維持並びに陳腐化対策を視野に入れながら更新対象、更新時期について検討し、東京都と財団で協議調整を図っていく。

なお、電子媒体情報は、バックアップデータを保管した。修繕前後のデータを保管し、履歴管理を徹底するとともに、マニュアルについて平成13年3月に作成した。

東京国際展示場【労働経済局、株式会社東京国際貿易センター】

(1) 運営の効率化について()

ア 指摘等の内容

「国際展示場の管理運営の整備方針」が決定されたときの経済環境や社団法人東京国際見本市協会及び株式会社東京国際貿易センターの2団体の収支構造と、現在のそれとでは大きな変化がある。運営の効率化推進のために、両団体の役割分担の再検討が望まれる。

イ 講じた措置の概要

国際展示場の運営を中心とした事業を一層効率的、弾力的に実施するとともに、周辺事業を含めた積極的な経営を行うため、組織形態を公益法人から営利法人へ転換する。

このための方策として、国際展示場の運営について協力関係にあった株式会社東京国際貿易センターと平成15年を目途に統合し、収益力の一層の向上を図るとともに臨海地域の賑わい向上にも寄与することとした。

具体的には、株式会社東京国際貿易センターが所有又は管理するホテル、駐車場、会議室等の関連施設の一体的な活用を図る等の方策を講ずる。

(2) 修繕計画について

ア 指摘等の内容

既に維持管理を実施する体制として、中長期・単年度修繕計画及び施設管理マニュアルとしてハード面の仕様を定めた「標準指図書」と「特記仕様書」が整備されている。着実に修繕計画を実施すること及び東京都と見本市協会の修繕についての役割分担を明確にし、それ

それぞれの役割を遂行できる財務基盤の強化が必要となってくる。

イ 講じた措置の概要

都財政が逼迫する中、都による修繕をどう確保するか、協会がどの程度まで修繕するか、また、その資金をどう確保するかを明らかにした上で、財政基盤を強化し、将来にわたる経営の安定化を図るための計画を作成した。また、協会としてハード面の水準を維持するため、修繕需要の見通しを作成し、都に対して働きかけるとともに、平成12年度に都との役割分担についても前回の分担をより具体化した内容で整理している。

(3) リスクの軽減について()

ア 指摘等の内容

現在、前金納入期限直前のキャンセルの多発や開催規模が縮小されるケースが増えている。リスクの分析・研究を行い、リスク発生を抑止する方策を講じるなどリスクを最小限にとどめることが肝要である。

イ 講じた措置の概要

リスク抑制策については、先ごろ策定した「中期経営計画」にそって実態に即した適切な対応を行う。具体的には、次回の利用予約の受付時期に合わせてキャンセル料の設定と前払制度の確立を図ることとしている。

(4) 周年稼働について

ア 指摘等の内容

国際展示場は、「人」、「モノ」、「情報」が集まるコンベンションパークの中核施設として期待されている。期待に応えるには、周年稼働が求められるので、閑散期対策として、産業振興という大目的に軸足を置きつつも多様なイベントに対する広報活動の強化が望まれる。また、東京国際フォーラムとの情報交換及び可能な限りの協力関係が望まれる。

イ 講じた措置の概要

周年稼働向上のための閑散期対策や広報活動の強化については今後検討を進め、「中期経営計画」にそって実効ある方策を講じていく。具体的には、平成12年度に、時期やホール別の利用状況の分析を充実するとともに、閑散期における利用率の向上のための方策を検討し、系統立てて実施していく。それらに先立ち、稼働率の向上と利用受付に対する透明性の確保を推進するために、ホールの受付方法を「2年前より受け付ける」という決まりのみで運用していたものを、「2年前の4月より受け付け、7月末までに予約確定の通知を行う」方式に平成12年4月より改善し利用調整を強化するとともに、ホールの空き状況をホームペ

ージで公開するなど新規利用の促進を図ったところである。また、東京国際フォーラムを含めた国際会議場施設協議会、首都圏コンベンション施設運営協議会等を通して、関係団体との個別具体的な実務上の問題点の情報交換に努めており、さらに一層の協力関係を築いていく。

4 出資団体の経営管理について

財団法人東京都新都市建設公社【都市計画局】

(1) 貸借対照表計上の事業資産残高と事業資産原価一件別明細表とが不一致となっているもの

ア 指摘等の内容

公社の事業資産のうち、土地資産勘定について貸借対照表上の残高は312億円であるが、事業資産原価一件別明細表の残高は345億円であり、差額が33億円弱ある。貸借対照表上の残高を修正されたい。

イ 講じた措置の概要

平成11年度決算において、貸借対照表上、過年度修正を行った。

修正内容

借方

土地資産	3,299,654,444円
	(増額分)

貸方

前期損益修正益	3,299,654,444円
	(増額分)

(2) 修繕引当金を合理的な見積もりに計上すべきもの

ア 指摘等の内容

公社は、平成7、8、9年度に、本社社屋等の修繕に備え、社屋本体、電気設備、給排水設備等の取得金額の約1%(3,300万円/年)を每期修繕引当金として計上していた。会計上引当金を計上する場合には、金額が合理的に見積もり可能であることが要求されている。

今後、公社は修繕引当金を計上するにあたっては、長期修繕計画等を策定し、金額の合理的な見積もりをしたうえで計上するよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年3月に本社社屋の長期修繕計画を策定し、その修繕計画に基づいた見積り額を平成11年度決算において、修繕引当金に計上した。

(3) 町田市忠生地区の土地の有効活用を図るべきもの()

ア 指摘等の内容

公社は、町田市忠生地区にまたがる保有地(約2.2ha)を公園緑地として町田市に貸し付け、税金の免除を受けている。現地は、平坦部と斜面樹林地であるが、公社は買い取りを含めて町田市と協議し、少なくとも平坦部については宅地分譲等の有効活用を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

町田市との協議にあたって、町田市による全部買い取りあるいは市有地との交換、平坦部は開発行為による宅地分譲、樹林地は公園緑地として都市計画決定を条件に現況のまま町田市へ処分、という視点にたって協議を進めている。

(4) 借入金利息の節減について

ア 指摘等の内容

東京都は都民住宅を提供する目的で、東京都優良民間賃貸住宅建設資金の借入金に対して3%を超える借入金利について助成を行っている。

会社の借り入れは3か年で14億7,510万円(借入期間30年)となり、その借入利率は、7.872%、6.948%及び6.312%となっている。平成11年度以降37年度までに支払う利息助成額は7億2,999万円と計算されている。

今日の金融情勢が低金利時代を反映したものであることを考えて、より低金利の借入方法について再検討が望ましい。

イ 講じた措置の概要

借入金融機関及び都関係局と借換えによる金利の低減策を検討したが、現行の公社負担率を下回る形での借換えが制度上困難であるとの結論に至った。

このため、借換えによらずに繰上返済を行うことについて、関係機関と協議した上で、平成12年12月に全額繰上返済を行い、利子負担額の軽減を図った。

(5) 会社の適用会計基準と経営管理について

ア 事業別(部門別)原価計算の実施時期

(ア) 指摘等の内容

会社が実施している事業(区画整理、下水道、用地受託、宅地造成等)は、期中は一つ

の会計単位で記帳し、事業別の損益は期中では把握していない。期末に所定の基準により配賦計算を実施し事業別の損益を計算している。

経営管理上は、本来は事業年度を待たずに、月次で事業別の損益が把握できるようにしておくことが望ましい。

(イ) 講じた措置の概要

平成12年度予算において、事業管理費を設定することにより伝票仕訳の段階から事業別の経費を事業ごとに直課し、把握できるようにした。これにより、月次集計で事業別の原価をより一層明確にすることが可能となった。なお、決算時には間接経費のみ所定の基準により配賦することとなる。

イ 事業費と一般管理費の区分

(ア) 指摘等の内容

一般管理費の中には管理部門(総務部)の人件費(間接人件費)だけでなく、直接部門の人件費が含まれている。直接部門の人件費は、一般管理費ではなく事業費用(「土地区画整理事業」であれば「受託工事費」として処理するのが経営管理上望ましい。

(イ) 講じた措置の概要

平成12年度予算において科目を改正し、直接部門の管理費(事業管理費)と間接部門の管理費(管理費)に区分し、事業管理費については各事業費内の一科目とした。また、平成11年度決算についても上記区分に従い、計理処理を行った。

(6) 移転補償金等受領者の早期移転の促進について()

ア 指摘等の内容

公社は東京都からの受託事業として、道路の新設及びこれに伴う道路用地買収に係わる移転補償を行っている。

ところで、この移転補償金の支払いは、移転契約の成立の時点で移転費用の8割を支払い、残額の2割は移転実施後に支払うこととなっている。しかし、8割の補償金を受け取り後、期間が経過しても移転しない住民がいる。(平成10年度末現在14件)

公社は、こうした契約期限を経過しても移転しなかった住民に対して移転期限の延長を行っているが、今後は移転交渉をさらに密に行う等特段の努力が望まれる。

イ 講じた措置の概要

未移転の関係人に対する移転交渉は密に行っており、平成12年度末現在、14件中11件が移転を完了した。残り3件について、引き続き移転交渉を密に行っていく。

東京都住宅供給公社【住宅局】

(1) 原価未精算勘定に含まれている土地売却益相当額を減額修正すべきもの

ア 指摘等の内容

原価未精算勘定には土地売却益相当額 8 3 億 3 6 百万円が含まれており、同額、原価未精算勘定が過大になっているので減額修正されたい。

イ 講じた措置の概要

原価未精算勘定に含まれている土地売却益相当額については、平成 1 1 年度決算において原価未精算勘定から減額し、事業外収益に計上した。

(2) 土地の有効を図るべきもの(東海二丁目の用地について)

ア 指摘等の内容

大田区東海二丁目の公社所有地は、就業者用住宅の建設に用途が限定された中で、労働経済局及び中央卸売市場から資金を借り入れて港湾局から公社が取得したものである。

しかし、当該建設計画が中断された現在では公社の所有地にしておいては土地の有効利用が図れないので、早急に有効利用を図るよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

本件土地の処理について、住宅局、公社、労働経済局、中央卸売市場による協議が整い、平成 1 3 年 3 月に東京都に対し返還する手続きを完了した。

(3) 都営住宅の家賃に係わる業務の一本化を図るべきもの

ア 指摘等の内容

都営住宅の家賃、駐車場使用料については東京都と公社が各々別々に収納している。これらの収納業務を一本化するところにより、システムの維持管理費等が削減できるため、業務の一本化について早急に検討されたい。

イ 講じた措置の概要

駐車場経営は公社の独自事業であり、都営住宅経営は東京都の本来業務であるため、債権者が異なる。また、使用者の入替えが比較的多いことや、都営住宅名義人の同居人でも駐車場の使用を認めている。このように、事業主体(債権者)や対象者が異なることから、収納システムの統合メリットは少ない。

また、一本化するためのシステム開発経費がかかることや、駐車場の都営住宅居住者以外

への貸付など、弾力的活用推進を阻害するおそれがある。このようなことから、現状ではコスト削減等の効果が見込まれないことから、指摘の内容については、中長期的に取り組んでいくこととした。

(4) 財務諸表に「重要な会計方針」を記載すべきもの

ア 指摘等の内容

「重要な会計方針」は財務諸表の内容を正しく理解するために必要なものであり、財務諸表への注記を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

「重要な会計方針」の財務諸表への注記については、平成11年度決算から行った。注記事項は次のとおりである。

たな卸資産の評価基準及び評価方法
固定資産の減価償却方法
消費税の会計処理方法

(5) 都営住宅等管理会計における「都営住宅等管理引当金」について

ア 指摘等の内容

「都営住宅等管理引当金」(平成11年3月末残高32億円)は一般に公正妥当と認められた会計慣行では、負債性引当金とは認め難く、「預り金」と考えられる。したがって、「都営住宅等管理引当金」は「長期預り金」として表示することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

平成11年度決算から、都営住宅等管理引当金の計上を取りやめ、「預り金」として計上した。

(6) 繰延資産の会計処理について(開発費)

ア 指摘等の内容

開発費のなかに、事業化の見通しが明らかでないものが2件(770万円)残されている。開発費の処理基準を設定し、所定の手続に準拠した上で、償却の要否を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

繰延資産の開発費の処理基準については、公社会計規程において「事業化に至らない場合は発生から5年以内に償却しなければならないもの」としているものであり、これに従って指摘の2件については、平成11年度決算において償却し、事業外費用に計上した。

(7) 資産勘定・負債勘定の残高管理資料の整備について

ア 指摘等の内容

勘定残高、特に後年度用地や原価未精算勘定、原価見返勘定等精算が長期にわたる勘定については、計上年月日や内容・経緯等を容易に把握できるように管理単位別の残高管理資料を整備するのが望ましい。

イ 講じた措置の概要

後年度用地、原価未精算勘定及び原価見返勘定の勘定残高について、平成12年度から勘定別管理台帳の整備を開始した。

(8) 借入金利息の節減について

ア 指摘等の内容

現行市場金利と乖離した利率(7%)の借入契約が依然として残っている。これらについては、繰上償還、借換え等を実施して更なる利息の節減に努められたい。

イ 講じた措置の概要

対象となっている損害保険会社からの借入金の全額を平成11年11月に繰上償還し、その支払利息額を節減した。

(9) 原価計算について

ア 指摘等の内容

様々な仕様の住戸が設計されている傾向から、仕様の異なる住戸ごとにその原価を把握し、売却価格や家賃設定を行うことが望ましい。将来的なシステムの再構築時には配慮されたい。

イ 講じた措置の概要

賃貸住宅の家賃及び分譲住宅の売却価格の設定については、その住戸の階層、方位、日照条件等の環境を評価し、当該事業総体の原価を配分する方法を採用している。

今後は、意見を踏まえ、建設工事システムの開発において、住戸ごとの原価の把握に努めていくこととした。

(10) 情報処理に関する専任者のポストの設置について

ア 指摘等の内容

システム担当者は、システム導入時の検収において、専門的な知識を要する内部プログラムの検証を行っていない。また、システムの開発・運用を外部に委託する場合においても専

専門的知識が要求されるので、情報処理に関する専任者のポストの設置について将来的な検討を要する。

イ 講じた措置の概要

会社はシステム開発・運用に対応する組織として「経営企画室システム管理係」を設置しており、この中には、専門職の常勤嘱託員を1名配置している。

なお、情報処理に関する専任者のポストの設置については、平成12年4月に経営企画室企画担当課長を配置しその任にあたらせることとした。

(11) 住戸マスターの有効利用について

ア 指摘等の内容

会社では新収納システム(家賃収納)と総合システム(営繕情報)の両システムにおいて、住戸マスターを利用しているが、総合システムにおける住戸マスターのさらなる有効利用を検討されたい。また、将来的に、会社の2つのシステムを統合して会社独自のシステム構築をする際には、現在異なる2つのマスターの統合化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

総合システムにおける住戸マスターの有効利用については、同様の業務を行う「都営住宅管理総合システム」を東京都住宅局が開発中であるので、その動向に合わせ検討していく。

また、2つのシステムを統合する際には、住戸マスターの統合を図ることとした。

(12) 東京都住宅局が保有するシステムの外部委託における再委託について

ア 指摘等の内容

住宅局が保有するシステムの業務受託者は、一部の要員について派遣契約等により再委託的な業務委託を行っているが、使用している契約書には、機密情報漏洩による損害賠償に係わる条項がない等、受託者に機密情報漏洩問題に関して、注意を促すような措置はされていない。これら要員の管理に関して、受託者の注意を喚起する方法の一つとして、業務委託契約書に機密情報漏洩に対する損害賠償規定を明記することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

意見のとおり、契約書等に機密情報漏洩による損害賠償規定を明記し、事故防止に努める必要があるため、平成12年度契約より受託者との間で「秘密の保持に関する覚書」を締結した。

(13) ID・パスワードの管理について

ア 指摘等の内容

「WINDOWS NT」において、退任者IDパスワードの削除及び変更がなされていないので処理されたい。また、「Groupmax」において、異動者1名及び新任者2名についてパスワードの変更が行われていないので、パスワードの定期的な変更を社内的に啓蒙していくという措置を講じられたい。

イ 講じた措置の概要

退任者のIDパスワードについては、平成11年度に削除及び変更処理を行った。

また、平成12年4月にパスワードの取扱要領を定め、職員に対する指導徹底を図った。

今後も、この取扱要領の遵守について、定期的に指導していく。

(14) 情報システム全体に関する規程について

ア 指摘等の内容

電子情報処理の適切かつ円滑な推進と効率的な運営に資することを目的とした情報システム全体に関する規程の整備を図られたい。

イ 講じた措置の概要

「電子計算機センターオペレーション業務処理要項」などの、個別業務に関する規程は、既に作成している。

なお、システム全体に関する規程については、平成13年3月に整備を図った。

(15) 「新収納システム」と「総合システム(財務会計)」との突合作業について

ア 指摘等の内容

「新収納システム」と「総合システム(財務会計)」の両システム間の残高に関する突合作業を行っていない。定期的な突き合わせ作業の実施を図られたい。

イ 講じた措置の概要

「新収納システム」と「総合システム(財務会計)」間の残高については、平成12年4月から定期的に突合作業を実施することとした。

(16) 外注管理の見直しについて

ア 指摘等の内容

「新収納システム」の管理・運営はすべて外部に委託している。支払委託料のうち、バッチ処理費の算定方法を見直し、委託料が低減する可能性を検討されたい。

また、外注費の見直しを適切なタイミングで行われたい。

イ 講じた措置の概要

バッチ処理費を含む「新収納システム」全体の管理・運営に関する委託料について、平成13年度契約において見直しを行った。

なお、外注費の見直しについては、今後も適切なタイミングで行っていく。

(17) 督促状の発送業務の簡素化について

ア 指摘等の内容

告知書や督促状等の発送対象から、発送までの間に入金になったものについて、相当の手間をかけて抜き取り作業を行っているが、多大の労力を要しているの、簡素化を図られたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年1月に抜き取り作業を廃止した。

株式会社多摩ニュータウン開発センター【多摩都市整備本部】

(1) 人的組織体制について()

ア 指摘等の内容

東京都・民間会社からの派遣・出向期間は派遣協定等により、いずれも2年程度のため、役職員の勤務期間が相当短い。

役職員に対するインセンティブの付与・ノウハウの蓄積・スペシャリストの育成・人脈形成による営業活動等の面で改善する必要がある。特に専門職については、派遣・出向期間の延長に努めることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月30日に都が民事再生手続開始の申立てを行ったことを受け、会社の再建に向けて役員人事をはじめとする執行体制の強化、業務マニュアルの充実、ノウハウの蓄積等社員の質的向上を図っていく。

(2) 中・長期経営計画の策定について()

ア 指摘等の内容

収入増大策等を反映した中・長期経営計画が監査日現在において策定されていない。中・長期の損益計画や資金計画を短期計画と整合性を保持しながら策定し、事前に経営上の問題点と目標を明らかにしておくことが望ましい。都や金融機関にも支援協力を働きかけ、関係

者の合意を踏まえた中・長期経営計画の見直しをすることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

平成12年度に株主の意見を踏まえて、抜本的な経営計画の見直しを行うため、都及び主要借入先金融機関と協議を行ってきたものの合意には至らなかった。このため、関係者の合意による会社再建はできないと判断し、都は債権者として平成13年3月30日に民事再生手続開始の申立てを行った。

今後は、民事再生手続に沿って会社の再建を進める。

(3) 資金計画に基づく資金運用の検討について

ア 指摘等の内容

平成11年3月末における預金残高は7億円を超えているが、全額が普通預金である。

資金計画を策定した上で、当座の支払等に必要な額を超える残高については、少しでも有利な資金運用を行うことが望ましい。

イ 講じた措置の概要

平成11年度より資金繰りを見ながら定期預金への預け替えを行っている。

今後とも、安全かつ有利な資金運用を行っていく。

株式会社東京テレポートセンター【港湾局】

(1) 人的組織体制について()

ア 指摘等の内容

現状、会社への都・民間からの派遣・出向職員の在籍期間は平均約1年4ヶ月と短く、ノウハウ蓄積等営業活動の面で、現状の人員体制を改善することが望ましい。

特にノウハウ・経験を要する職種については、派遣・出向職員の派遣・出向期間の延長に努めることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

派遣・出向期間の延長については、派遣・出向元に要請しているところである。

また、平成12年12月に業務の標準的な手順を定めたマニュアルを作成し、誰もが即戦力として業務を行えるようにした。

(2) 長期経営計画と中・短期経営計画との整合性等について

ア 指摘等の内容

- (ア) 会社が長期経営計画を作成し、経営改善に向けて努力していることは評価できる。しかし、経営環境の変化に合わせて中・短期経営計画を作成することが望ましい。
- (イ) 賃貸ビルの主な施設に係る長期大修繕・取替更新計画を策定されたい。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 平成13年1月に、平成15年度までの中期経営計画を策定し、それに基づき平成13年度事業予算を編成した。
- (イ) 平成12年12月に、平成15年度までの賃貸ビルの主な施設に係る修繕計画を策定した。これを単年度ごとの予算に反映させた。

(3) ビル管理に係る委託経費節減について

ア 指摘等の内容

3社の実質統合後、ビル管理に係る委託経費について、かなりの経費削減が行われている。しかし、テレコムセンタービルの清掃委託業務における分割発注先の絞り込みを行う等、更なる経費節減策を検討することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

平成12年度契約から当該ビルの清掃委託について、発注先を9社から3社に絞り込み、さらに警備システムについても委託経費の節減を図った。

(4) 電波受信障害対策費の負担を推進すべきもの

ア 指摘等の内容

会社は、ケーブルテレビにより、臨海副都心域内の電波障害対策を実施しているが、進出事業者から未だに電波障害対策費を収入していない。

負担についての大筋の合意は得られているので、早期に負担額を決定し、収入が得られるよう努力が望まれる。

イ 講じた措置の概要

各事業者の電波障害対策費負担額を平成12年3月に決定した。平成11年度までの分の電波障害対策費については、進出事業者から全額徴収済みである。

(5) 業務運営に係る運用規程の整備について

ア 指摘等の内容

- (ア) 経理諸規程を早期に整備されたい。
- (イ) 情報システム全体に関する規程を策定されたい。「インテリジェントシステムに関する

こと」の事務分掌が運用管理課から管理課に変更となったことが組織規程上反映されていないため、組織規程の改訂を図りたい。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 3社の実質的統合に伴い業務システムの見直しの一環として経理諸規程の整備を図り、平成13年度から施行することとした。
- (イ) 情報システム規程の整備を図り、平成13年度から施行することとした。また、「インテリジェントシステムに関する」事務分掌については、組織改正に併せて平成12年4月に改訂を行った。

(6) 固定資産の適切な管理について

ア 指摘等の内容

3社の実質的統合に伴う固定資産の異動に関して適切な管理が行われていない。また、「固定資産台帳及び減価償却明細表」は作成されているが、異動履歴が明らかでなく、現物の棚卸も行われていない。

より適切な固定資産管理台帳を作成した上で、定期的に現品調査を実施し、現況を把握されたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月末までに、現品を確認のうえ固定資産台帳を作成し、固定資産の異動履歴が明らかにできるシステムを構築した。

また、営業年度末ごとに現品と台帳との照合を行うこととした。

(7) システムについて

ア 指摘等の内容

- (ア) 3社統合のシステム化計画の策定が必要である。
- (イ) 会計業務システムについて、費用対効果を考慮しつつ、バージョンアップを含め、今後どのような会計ソフトを使用するのが良いのか検討が望まれる。
- (ウ) 情報処理の専任ポストの設置について検討していくことが望まれる。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成12年10月に、事務・財務等に係る3社統合のシステム化計画を策定した。

(イ) 平成12年9月に、会計ソフト等を統一し事務の簡素化を図った。

(ウ) 情報処理の専任ポストについては、平成12年4月に、組織改正を機にシステム管理者を設置した。

東京臨海熱供給株式会社【港湾局】

(1) 機械室の有効活用について()

ア 指摘等の内容

暫定的に本社事務室として利用していた機械室の有効利用が図られていない。

機械室を事務室として利用することは困難であり、活用方法には限界があるが、会社は当該スペースの有効活用に向けた一層の努力が望ましい。

イ 講じた措置の概要

貸付けにより、活用を図るとの方針を立て、東京都及び他団体に対して借受けを要請。また、不動産業者3社に仲介を依頼。これまで数件の引き合いがあったものの、成約には至っていない。

現在、貸付条件を和らげるなどして、借受け先の開拓に努力している。

(2) 人的組織体制について()

ア 指摘等の内容

都・民間会社からの派遣・出向者の平均在籍期間は約11ヶ月程度と短く、ノウハウ蓄積等の面で現状の人員体制は改善する必要がある。

特にノウハウ・経験を要する専門職種については、派遣・出向職員の派遣・出向期間の延長に努めることが望ましい。

イ 講じた措置の概要

各派遣元等に対して、派遣・出向期間の弾力的対応を要請した。

現状の派遣等による人員体制を補完し、業務上のノウハウ蓄積を図るため、危機管理マニュアル、作業基準等の業務マニュアルを平成13年3月までに整備した。

(3) 長期経営計画(長期損益計画と長期収支計画)について

ア 指摘等の内容

平成11年8月に会社が策定した長期経営計画は人件費の上昇率、借入金金利の想定が、現在の経済情勢に照らして高い。

安全性に考慮して、保守的に上昇率等を見積もるとはいえ、経営上の問題点・目標を明らかにするという経営計画の意義からして、長期経営計画は「収支見積書」や「中期経営計画」と整合性を保持すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月までに、長期的な見通しと短期的な見通しとの整合性を図った「中・長期計画」を作成した。

(4) 原価計算及び原価管理について

ア 指摘等の内容

会社はプラント毎のエネルギー費の計算は行っているが、減価償却費や人件費等の固定費を含めたプラント毎の総原価については計算を行っていない。

エネルギー費が重点管理項目であることは理解できるが、原価管理という観点からプラント毎の総コスト及び1メガジュールあたりのコストも計算し、管理資料として活用するのが望ましい。

イ 講じた措置の概要

減価償却費や人件費等の固定費を含めたプラントごとの総原価については、平成10年度以降について試算済み。平成12年度から管理資料として活用している。

東京熱供給株式会社【環境局】

(1) 排熱受入導管損傷事故について

ア 指摘等の内容

平成11年8月末に品川八潮団地地区の排熱受入導管510m部分の数箇所に損傷が発生し、大井清掃工場の排熱利用ができない状況となったことから、熱供給コストが割高となっている。なるべく早期に復旧するように努力されたい。

イ 講じた措置の概要

大井清掃工場と東京熱供給株式会社センタープラント間の排熱管(510m)の一部分に漏えい事故が発生し、2重管の外管、内管共に数箇所の漏えい箇所が判明したため、関係者による検討会を設置し、原因の究明と原状の回復を早期に行うよう指示した。

この結果、戻し排熱管(510m)を新たに一条敷設することとなり、平成12年5月より工事を開始し、同年9月にしゅん工した。現在は、順調に排熱を受け入れている。

(2) 固定資産の現品調査について

ア 指摘等の内容

固定資産・リース資産ともに定期的には現品調査を実施していない。定期的に現品調査を実施し現況を把握されたい。

イ 講じた措置の概要

現品調査については、これまでも会社において必要の都度実施してきたところであるが、今回の御意見を踏まえ、「備品管理マニュアル」を新たに作成し、これに基づき、平成11年度末から、毎期末に定期的にも実施するよう指示した。現在は適切に管理されている。

(3) 原価計算及び原価管理について

ア 指摘等の内容

電力・ガス等のエネルギー費は、プラント毎の原価管理等に活用しているが、固定費を含めた総原価については、原価計算を実施していない。プラント毎の人件費、減価償却費を含む総コスト等(本社経費、支払利息は含める必要はない。)も計算し、管理資料として活用するのが望ましい。

イ 講じた措置の概要

会社においては、電力・ガス・清掃排熱等のエネルギー費は、プラントごとのエネルギー費及び熱販売量単位(メガジュール)当たりのエネルギー費を計算し、原価管理及び運転管理の指標として活用している。

また、会社の5営業地区においては、毎決算期ごとに減価償却費、人件費(本社経費、支払利息を除く。)を含め損益計算をしている。

今後は、御意見の趣旨を踏まえ、各地区ごと(プラントごと)に、これらの資料を活用し、より一層徹底した原価管理に努めるよう指示した。

(4) 建設仮勘定について

ア 指摘等の内容

南大沢地区における地域冷暖房供給工事(しゅん工未使用口)を建設仮勘定に計上しており、工事完了より8年から9年経過しているが、未使用のため減価償却を行っていない。定期的に現物調査を行い経年劣化等が認められた場合には、臨時償却または再評価等により評価減することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

八王子南大沢地区における地域冷暖房供給施設のしゅん工未使用口の導管等については、会社において内部に窒素を封入し、定期的に調査を行っているので、経年劣化はしていないと考えている。

今後も定期的に調査を行い、経年劣化が認められた場合は、今回の御意見を踏まえ、臨時償却又は評価減等の再評価を検討するよう指示した。

(5) 借入金利息の節減について

ア 指摘等の内容

政府系銀行からの借入金は、現行の市場金利からかけはなれている高金利の借入契約である。これらについては、現行の市場金利の借入金に借換えができるように、東京都と共に借入先と協議し、利息節減に努められたい。

イ 講じた措置の概要

これまでも借入金利については、会社において各金融機関と折衝しながら支払利息の節減に鋭意努めてきたところである。

また、日本政策投資銀行の借入利息についても、現行の市場金利程度への変更を強力的に折衝してきたが、現行の市場金利の借入金に借り換えること等は難しい状況である。

今回の御意見を踏まえ、日本政策投資銀行に対して、都としても会社と一体となって現行の市場金利程度への変更をねばり強く折衝していくこととする。